

鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

制定	平成28年5月23日付第201600010602号
一部改正	平成29年1月11日付第201600121081号
一部改正	平成29年5月15日付第201600203437号
一部改正	平成30年3月7日付第201700292652号
一部改正	平成31年3月29日付第201800359837号
一部改正	令和2年3月19日付第201900329900号
一部改正	令和3年3月19日付第202000321169号
一部改正	令和4年2月14日付第202100266288号
一部改正	令和5年2月2日付第202200262850号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国事業の産地生産基盤パワーアップ事業(以下「国事業」という。)を活用して産地が創意工夫を活かし、地域の営農戦略に基づいて実施する高収益化に向けた取組を総合的に支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱(令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)に基づき別表の第1欄に掲げる事業(以下「対象事業」という。)について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う別表の第3欄に掲げる者

(2) 別表の第4欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業(以下「間接補助事業」という。)に係る補助対象経費(対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。以下同じ。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 補助事業の実施に当たっては、別表の第7欄に定める要件を満たさなければならない。

また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

る。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業者が行う補助事業に係る別表の第6欄に定める変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表の第6欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 別表の第1欄の2に掲げる対象事業を行う補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月1日のいずれか早い日とする。ただし、国要綱第7の第3項の(4)に定める都道府県助成金(以下「都道府県助成金」という。)又は国要綱第7の第1項の(5)に定める補助金(以下「都道府県補助金」という。)の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月1日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第 12 条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第 13 条 規則 25 条第 2 項ただし書の期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）とする。

2 規則 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第 5 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第 14 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第 1 項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、前条第 2 項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第 15 条 補助事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自ら又は間接補助事業者収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から 5 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第 5 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

第 17 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本 1 部とし、整備事業及び効果増進事業においては所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）を経由して生産振興課に、生産支援事業においては所轄の地方事務所の長に提出しなければならない。ただし、

国要綱第4の第2項の（4）に定める産地パワーアップ計画（以下「産地パワーアップ計画」という。）のうち、県農業再生協議会長が定める計画に基づく事業においては、生産振興課に提出しなければならない。

（雑則）

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。